

役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本助産師会（以下「この法人」という。）の定款第35条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週5日かつ35時間以上勤務する者をいう。
- （3）非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- （4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては月額又は理事会出席等、必要の都度定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

（報酬の決定基準）

第4条 常勤理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、「別表第1」に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 廃止

- 3 非常勤役員に対する報酬は「別表第3」に定める金額とする。
- 4 常勤理事に対する役員賞与の金額は「別表第4」のとおりとする。
- 5 常勤理事に対する退職金は、「別表第5」に定める算式により算出される額とする。

- 6 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬の支給日）

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、定額で支払う場合の非常勤役員にあっては、理事会出席等必要の都度、支払うことができる。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（通勤費）

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

（費用）

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益社団法人日本助産師会の設立の登記の日（平成24年10月1日）から施行する。

平成29年6月2日 別表第3改定

2024年5月17日 別表第3改定

2025年5月16日 第2条（2）改定、第4条2廃止、別表第1改定、別表第2廃止

別表第1 常勤役員（理事）の報酬月額

専務理事 60万円までの範囲内

俸給表（単位：円）

号俸	月額
1	525,000
2	540,000
3	555,000
4	570,000
5	585,000
6	600,000

別表第2 廃止

別表第3 非常勤役員（理事・監事）の報酬

月額の場合

会 長 30万円までの範囲内

副会長 15万円までの範囲内

理 事 10万円までの範囲内

定額の場合

理事及び監事 理事会出席等必要の都度、謝金として1人1日、1万円の範囲内

※通信費：非常勤役員には年間2万円の通信費を支払う

別表第4 常勤役員の賞与（年間限度額）

基準日在職の常勤役員の報酬月額 × 4.4か月

別表第5 常勤役員退職金の算出要領

報酬月額に下表の勤続年数に応じた支給基準率を乗じる

勤続年数	支給基準率
1	1.0
2	2.0
3	3.0
4	4.0
5	5.0
6年以上	6.0